

3. 製品の環境配慮設計措置に関する国際的な動向について

3 - 1 環境配慮設計等の国際標準化への対応

～ IEC における検討状況 ～

電気・電子製品に関する環境関連規制（欧州の EuP 指令、RoHS 指令、WEEE 指令をはじめ米国、中国等）の根幹をなす技術的事項に関しては、IEC（国際電気標準会議）において新たに専門委員会（TC111）を設立し、製品等に対する規格として具体的な検討を行うことが合意。

IEC での検討の場において我が国が主導して環境配慮技術に関する国際規格の策定に関与していくことは、競争力の観点からも極めて大きな意味を持つことから、各国への働きかけを行った結果、TC111 における議論を積極的にリードできる「議長」ポストを獲得した。

また、TC111 内へ設置された環境配慮設計（WG2）、含有物質等開示手順（WG1）及び特定含有物質試験方法（WG3）の 3WG のうち、将来的な発展性が期待される WG2 のコンビナーを我が国が獲得した。2005 年 6 月に東京で WG2 の第 1 回会合が開催された。

欧州では、EuP、RoHS、WEEE など電気・電子製品に関する環境関連規制の動きが活発化し、また、中国等他国においても同様の制度の検討が行われているなど、今後、この分野の規制や制度は世界的にも拡大していくものと見込まれている。

これらの規制の根幹をなす技術的事項に関し、欧州では最終的には製品等に対する整合規格として整備される予定。

我が国を含め欧州以外の国々では、電気・電子製品に関する環境関係の標準規格が欧州勢のみでデファクト化されるのを避けるべく、IEC（国際電気標準会議）においてこれらに対応する国際標準規格を策定するよう働きかけてきたところ。

< IEC（国際電気標準会議）に新 TC 設置 >

電気・電子製品に関する環境関係の標準規格については、本年 10 月 18 日に開催された IEC 標準管理評議会（SMB）において、IEC の場に新たに専門委員会（TC111）を設立して具体的な検討を行うことが合意。

この TC111 においては、電気・電子製品に関する環境配慮設計、特定含有物質試験方法、含有物質等開示手順に関する検討が行われる見込み。

< 日本、IEC/TC111 の議長獲得へ >

我が国は、電気・電子製品のライフサイクルを考慮した環境配慮設計や含有物質等開示手順、特定含有物質試験方法等に関し、とりわけ、技術的側面やそのノウハウの部分で、欧米等に比して取組みが進んでいる部分や強みを有する部分がある。IEC での検討の場において我が国が主導して環境配慮設計をはじめとした国際規格の策定に関与していくことは、競争力の観点からも極めて大きな意味を持つ。

このため、TC111 の議論を積極的にリードできる「議長」ポストを獲得すべく、IEC の現 SMB 委員である森紘一氏（富士通株式会社）を候補者として各国への働きかけを実施。投票の結果が平成 17 年 1 月 10 日に発表され、全参加国（15ヶ国）から信任を受け議長に就任することになった。

< 環境配慮設計 WG のコンビナー獲得へ >

TC111 内へ設置された環境配慮設計（WG2）、含有物質等開示手順（WG1）及び特定含有有害化学物質試験方法（WG3）の 3WG のうち、将来的な発展性が期待される WG2 のコンビナーを我が国が獲得。

なお、これまで日本規格協会における「電気・電子機器の環境分野に関する国際規格適正化調査研究委員会」を中心に、IEC 対応を積極的に図ってきたところであるが、TC111 が活動を開始したので、平成 17 年 3 月 31 日から同委員会の機能を電子情報技術産業協会（JEITA）に移管し、これを国内審議団体として対応を進めている。

<WG2 第1回会合を開催>

2005年6月28日～29日に東京（日本電機工業会館）で開催。7カ国（ドイツ、イタリア、日本、韓国、オランダ、アメリカ、タイ）から15名のエキスパートが参加。

本会合は、電気・電子機器に関する環境配慮設計に対して、参加者の相互理解の醸成と今後の議論の基本的方向性を特定することを主な目的とした。

個別テーマの検討は、事前にコンビナーが作成した Thought Starter に従って行われ、環境配慮設計の手順並びに手続き上の要求事項、法規制の要求事項への対応、規格の利用者、環境特性の開示とサプライチェーンでのデータトレース等、本規格のスコープに関する検討が行われた。

特に、本会合の検討については、各国の現行制度の要求事項を反映するのみならず、今後策定される法制度の国際統合化に貢献するものを目指すとの認識で一致した。

今後、各国のエキスパートは、国、州、地域等を対象とする既存関連文書を検討し、その結果を報告することとされ、コンビナーは2005年9月までにワーキングドラフトを作成・送付することとされた。

3 - 2 EuP 指令の動向

2002年10月に、電気・電子機器のエコデザイン指令案（EEE指令案・企業総局が草案作成）と最終使用製品のエネルギー効率化指令（EER指令案・エネルギー総局が草案作成）とを一本化する形で、『最終使用機器のエコデザインのための枠組を設定する欧州議会及び閣僚理事会指令案（EUE指令案）』を欧州委員会が策定した。EUE指令案を基に、欧州委員会は、2003年8月1日、『エネルギー使用製品（EuP）のエコデザイン要求を設定するための枠組構築に関する欧州議会および閣僚理事会指令案（EuP指令案）』を策定した。

EuP指令案は、2004年6月に、EU閣僚理事会が政治的合意に達し、11月23日に、『共通の立場』（修正案）を公式発表した。その後、第2読会を経て、2005年4月6日に、欧州議会、閣僚理事会、委員会による実質的合意（EuP compromise）がなされ、議会及び閣僚理事会の審議を経て、7月6日に本指令の採択に至った（7月22日のEU官報にて公表）。

EuP指令は、エコデザインの要件に関する枠組み指令で、対象となる製品の選択基準や措置の基本的な考え方については定めているが、対象製品ごとの具体的な基準や措置は、実施措置（Implementation measures）として、今後検討されることになる。

法的根拠：欧州共同体条約95条（域内調和）

対象製品（第1条、第2条(1)、(2)で規定）

- ・エネルギー（電力、化石燃料、再生エネルギー）投入によって作動する製品、もしくは、そのようなエネルギーを発生、輸送、測定する製品。エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能を評価できるものを含む。
- ・エネルギー使用製品に組み込まれる部品であるが、それ自体では上市されない製品や単独で環境性能を評価できない製品は「コンポーネント及びサブアセンブリー」とする。
- ・本指令は、人や物の輸送手段には当てはまらない。

実施措置（Implementation measures）における対象製品の選定は、以下の視点から検討する。

- (a) EU域内市場における年間販売量が200,000ユニット以上の製品
- (b) EU域内市場において環境に及ぼす影響が著しい製品
 - ・ EU Regulation No.1600/2002/EC 環境行動プログラムで優先事項として特定されている影響
- (c) 多大なコストをかけずに相当程度環境負荷を改善するポテンシャルがある製品
 - ・ 関連の法規制が存在しない、市場の対応では不十分、類似製品で環境性能が大きく異なる

また、欧州気候変動プログラム対象製品群（以下の製品群）に関して、優先的な考慮が検討される

暖房及び給湯機器(heating and water heating equipment)

電動器具(electric motor systems)

照明器具(lightning in both domestic and tertiary sectors)

家電製品(domestic appliances)

OA機器(office equipment in both domestic and tertiary sectors)

消費者向け電子製品(consumer electronics)

エアコンディショナー(heating ventilating air conditioning systems)

実施措置（第12条）

- ・実施措置の策定にあたって、以下の事項が求められている。

(a) 製品の全ライフサイクルを考慮すること

- (b) 環境、消費者、製造業者（中小企業を含む）に及ぼす影響に関して、アセスメントを実施すること
- (c) 既存の環境法令を考慮すること
- (d) ステークホルダーと適切な対話を行うこと
- (e) アセスメント結果に基づき、実施措置策定の理由、説明の文書を作成すること
- (f) 中小企業の影響を考慮して実施日、移行措置を設定すること

- ・実施措置は、付属書1（一般的エコデザイン要件）または（及び）付属書（特定エコデザイン要件：環境に著しい悪影響を及ぼす特定の環境的側面について導入される）に基づく当該製品カテゴリごとの詳細要求事項を規定

付属書： 一般エコデザイン要件の設定方法

1 EuP エコデザインのパラメータ

1.1 製品ライフサイクルにおける以下の側面を参考にしつつ重要な環境側面を、製品デザインに関する範囲において特定する。

- (a) 原材料採取
- (b) 製造
- (c) 梱包、輸送および流通
- (d) 設置および保守
- (e) 使用
- (f) エンド・オブ・ライフ（使用後）

1.2 各段階ごとに、該当する場合には、以下の環境的側面を評価するものとする。

- (a) 材料、エネルギー、淡水など他の資源の消費予測
- (b) 大気、水または土壌への排出予測
- (c) 騒音、振動、放射線、電磁場など物理的影響による汚染予測
- (d) 廃棄物等の発生予想
- (e) WEEE 指令を考慮に入れた、材料および（または）エネルギーのリユース、リサイクルおよびリカバリーの可能性

1.3 特に、該当する場合には、前出パラグラフで言及されている環境的側面の改善を評価するために以下のパラメータが使用される。

- (a) 製品の重量と容積
- (b) リサイクル活動から生じる材料の使用
- (c) ライフサイクルを通じたエネルギー消費量
- (d) 各種指令で規定された、人間の健康および環境への潜在的悪影響という点で有害または留意すべき物質の使用
- (e) 適切な使用および保守に必要な消耗品の量と特性
- (f) 以下に示す方法で表されるリユースおよびリサイクルの容易性：使用される材料およびコンポーネントの数量、標準的コンポーネントの使用、分解に要する時間、分解に必要な道具の複雑さ、リユースおよびリサイクルに適したコンポーネントおよび材料を識別するためのコーディング基準の使用（ISO にもとづくプラスチック部品のマーク表示を含む）、リサイクルが容易な材料の使用、高価または他のリサイクル可能なコンポーネントおよび材料のアクセス容易性、有害物質を含むコンポーネントと材料のアクセス容易性
- (g) 中古コンポーネントの組み込み
- (h) コンポーネントおよび機器全体のリユースおよびリサイクルに不利な技術的ソリューションの回避
- (i) 以下に示す方法で表される耐用年数の延長：最低保証耐用年数、スペアパーツ入手に要する最低時間、モジュール性、アップグレード性、修理可能性
- (j) 廃棄物発生量および有害廃棄物発生量
- (k) 大気中への排出量（温暖化ガス、酸性化物質、揮発性有機化合物、オゾン層破壊物質、難分解性有機汚染物質、重金属、微粒子および浮遊粒子状物質）
- (l) 水中への排出量（重金属、酸素バランスに悪影響を与える物質、難分解性汚染物質）
- (m) 土壌への排出量（特に製品の使用段階における危険物質の漏出、及び廃棄物として処分する際の浸出可能性）

2. 情報提供に関する要件

実施対策は、製造業者以外による EuP の取り扱い、使用、リサイクルに影響を与える可能性がある情報を、製造業者が提供するよう定めなければならない。

- 製造プロセスに関する設計者による情報
- 製品の重要な環境特性およびパフォーマンスに関する消費者向け情報。それらの情報は製品の上市時に消費者が製品に係るこれらの側面を比較できるように商品に添付される。
- 製品が環境に及ぼす影響を最小化し最適な耐用年数を保証するための消費者向け情報。製品の設置、使用、保守の方法と使用後の製品の返却方法に関する消費者向け情報
- 使用後の分解、リサイクルまたは処分に関する処理施設向け情報。可能な場合には、基本的情報を製品本体に表示するものとする。

この情報は、WEEE 指令 2002/96/EC など他の共同体法規にもとづく義務を考慮に入れたものとする。

3. 製造業者に関する要件

1. 実施要件において、製品デザインを通じてかなりの程度影響を受ける可能性があるとして認識された環境要件に焦点を当てつつ、EuP の製造業者は、標準的な使用状態と使用目的に関して現実的な仮定を置きつつ、製品ライフサイクルを通じた EuP モデルのアセスメントを実施せねばならない。アセスメント結果に基づき、製造業者は EuP のエコロジカル・プロフィールを作成せねばならない。エコロジカル・プロフィールは、環境関連の製品特性と、製品ライフサイクルを通じた、測定可能な物理的な量で表されるインプット/アウトプットから構成されることになる。
2. 製造業者は、アセスメント結果を他のデザインソリューションを評価したり、達成した製品の環境パフォーマンスをベンチマークにより評価したりすることに活用できる。実施要件を検討する際に集められた情報に基づき、欧州委員会は実施要件におけるベンチマークを特定する。特定のデザインソリューションの選択は、関連する全ての法規制を遵守しつつ、様々な環境側面について適度なバランスを達成せねばならず、また、環境側面と他の要素（安全と衛生、機能・品質・パフォーマンスにかかる技術的要件、製造コストや市場性などの経済的側面）についても適度なバランスを達成していなければならない。

適合性評価（第7条）

- ・製造事業者は、EU 域内の上市に先立ち、適合性評価（適合性評価の手続きは実施措置により定められる）を実施しなければならない。
- ・適合性評価の手順は、欧州閣僚理事会決定（93/465/EEC）の適合モジュールに基づき実施。
 - a) 製品のライフサイクルを通じた環境側面のアセスメントの実施
 - b) 製品の適合性評価を「付属書：内部設計管理」または「付属書：環境管理システム」のどちらかを選択して実施
付属書 V において、製品設計を含めて EMAS を取得している事業者は、管理システムの対応する要件を満たしているものと見做される
 - c) 基準に適合している製品への CE マーキング貼付、適合宣言書作成と生産打切りから 10 年間の保管義務が生じる。

付属書 IV： 内部環境管理

1. 適合宣言は一つもしくは複数の製品をカバーし、製造業者によって保管される。
2. 以下を含む技術文書を作成
 - (a) EuP とその用途に関する一般的説明
 - (b) 製造業者が実施した環境評価研究の結果（または）環境評価文献もしくはケーススタディへの言及
 - (c) 製品のエコロジカル・プロフィール
 - (d) 製品の環境設計側面に関する製品設計仕様の要素
 - (e) 第 11 条に言及されている該当文書のリスト、及び第 11 条に言及されている文書が適用されていない場合、またはこれらの文書が該当する施行措置の要件を完全にはカバーしていない場合には、該当する施行措置の要件を満たすために採択されたソリューションの説明
 - (f) 付属書 の第 3 部の要件に従って提供される製品の環境設計面に関する情報の写し
 - (g) エコデザインに関して実施された測定結果

見做し適合（第8条）

- ・以下のいずれかを満たす場合には施行措置の関連要件に適合していると見なされる。
 - 製品が EU エコラベルを取得している場合（ただし対応する実施対策の要求がエコラベルでカバーされている場合に限る）
 - ブルーエンジェル等、EU 各国によるエコラベルも EU エコラベルと同等の条件を満たす場合には、適合とみなしてもよい。
 - 整合規格（欧州標準化機関が作成する欧州規格）に基づく規定が適用されている場合

3 - 3 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (RoHS 指令) の概要

欧州では、電気電子機器に係る特定有害物質の使用制限に関して、欧州電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) (以下、『RoHS 指令』という。)が、2003年2月にEU官報に告示され、発効した。

同指令は、2006年7月1日以降、上市される新しい電気電子機器に関して、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)および/またはポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)の使用を禁止している。

適用範囲について、技術適用委員会(TAC)において検討が進められているが、2005年2月までに見直しが行われることになっていたにもかかわらず、欧州議会との調整が難航するなど、適用除外申請の審査は遅れている状況。

【RoHS 指令の目的 (第1条)】

電気電子製品に含まれる有害物質の使用制限に関する加盟国の法律の近似化を図ることであり、かつ、人間の健康保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与すること。

【RoHS 指令の策定経緯と進捗状況】

策定の経緯

2000年6月	欧州委員会が指令案を提案した。
2001年5月	欧州議会の第一読会にて修正意見が採択された。
2001年12月	理事会において「共通の立場」が採択された。
2002年12月	欧州議会と理事会で合意文書が採択された。
2003年2月	EU官報に告示され、発効した。

国内法化の進捗状況 (2005年4月末時点)

	RoHS 指令	WEEE 指令	備考
オーストリア	x	x	
ベルギー		x	国の一部の地域 (ブリュッセル首都圏地域) が手続き中
デンマーク		x	
フィンランド			
フランス	x	x	2005年6月の見込み
ドイツ			WEEE 回収義務は2006年3月から
アイルランド	x	x	
イタリア	x	x	2005年夏頃の見込み
オランダ			
ポルトガル			
スペイン			WEEE 回収の実施時期は未定
スウェーデン			
英国 (U.K)	x	x	WEEE 回収義務は2006年1月から

【指令の対象となる電気電子機器 (第2条)】

WEEE 指令の付属書 IA に定める (1) 大型家庭用電気製品、(2) 小型家庭用電気製品、(3) IT および遠隔通信機器、(4) 民生用機器、(5) 照明器具、(6) 電動工具 (据え付け型の大型産業用工具を除く)、(7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器、(10) 自動販売機に属する電気電子機器、ならびに電球および家庭用照明器具に適用する。

曖昧領域製品については、欧州委員会環境総局発行 FAQ (2005年5月) を参照。

【予防（第4条）】

加盟国は、2006年7月1日以降、上市される新しい電気電子機器が、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）および/またはポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）を含有していないことを保証しなければならない。

欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と欧州理事会は科学的データが得られれば速やかに、第6次環境行動計画に定める化学政策に関する原則に従い、他の有害物質の使用禁止、および環境により好ましいものであって、少なくとも消費者保護と同等な水準を保証できるものによる代替を決定する。

上記6物質の最大許容濃度を設定すること（第5条1項 a）

以下を付属書に追加

鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール（PBB）および/またはポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）は均質物質の最高濃度値 0.1wt%、カドミウムは均質物質の最高濃度値 0.1wt%を超えない。（EU委員会の最終採択待ち、事実上決定）

適用除外 - 付属書

1. ランプ一本あたり 5mg を越えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀。
 2. 一般目的用の直管型蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀。

halophosphate	10mg
triphosphate with normal lifetime	5mg
triphosphate with long lifetime	8mg
 3. 特別な目的用の直管型蛍光灯に含まれる水銀。
 4. 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀。
 5. 陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛。
 6. 合金成分として、鋼材の中の 0.35wt%までの鉛、アルミ材の中の 0.4wt%までの鉛、および銅材の中の 4wt%までの鉛。
 7. 高融点ハンダの中の鉛（すなわち鉛含有率が 85%以上の錫/鉛ハンダ合金）
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛（2010年まで除外）
スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛
電子セラミック部品に含まれる鉛（例、 piezoelectronic デバイス）
 8. 危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理。
 9. 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システム防錆用としての六価クロム。
- 第7条(2)に言及する手続きの中で、欧州委員会は次のことを評価しなければならない：
- デカ BDE
特別な目的用の直管型蛍光灯に含まれる水銀
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛（当該除外は特定期限の設定を考慮）
 - 電球

これは、優先してこれらの項目を修正すべきかどうかをできるだけ早く制定するためである。

2005年3月16日開催の技術適用委員会（TAC）；適用除外項目の追加（但し、欧州議会の決議案等により実際の手続きは難航中）

10. コンプライアント・ピン・コネクタシステムに使われる鉛
11. 熱伝導モジュール型Cリング向け、コーティング材料としての鉛
12. 光学ガラス及びフィルターガラスに含まれる鉛およびカドミウム
13. マイクロプロセッサのピンとパッケージ用の接合用に使用する鉛含有量 80wt%を超え、かつ 85wt%未満の2種以上の元素で構成される鉛ハンダの鉛
14. 集積回路パッケージ（フリチップ）内の半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続に必要なハンダに含まれる鉛
15. 第7条(2)に言及する手続きに照らして、欧州委員会はデカ DBE と電球の評価を検討する

【見直し・罰則等】

第5条で科学的・技術的進歩への対応に関する規定、第6条で見直しに関する規定、第8条で罰則（加盟国は均整がとれ効果的、抑止的な違反罰則を決定）に関する規定が定められている。

3 - 4 IPP に関する欧州委員会通達の概要と展開

包括的製品政策（IPP：Integrated Product Policy）は、製品ライフサイクルのすべての段階を視野において、製品がもたらす環境負荷を最小化することを目指した政策であり、自主的な取組や規制、経済的手法や環境ラベル、製品設計ガイドラインなど様々な政策手法を活用した包括的な取組が求められる。

欧州委員会では、2001年2月にIPPに関するグリーンペーパーを公表しており、これに関する様々なステークホルダーの意見を踏まえた上で、2003年6月にIPPに関する通達を採択している。

通達においては、大きく「1.製品ライフサイクルを通じた継続的環境改善のために、フレームワークを構築する」、「2.特定の製品に焦点を絞る」の2つのアプローチを提示し、製品がもたらす環境負荷を削減するための戦略の概略及び具体的なアクションプランを示している。

欧州委員会では、IPP通達の具体的展開としてパイロットプロジェクトを実施するとともに、定期会合等により進捗状況をモニタリングし、メンバー国やステークホルダー間の情報交流の促進を図っている。また、ワーキンググループ活動として、製品のライフサイクルに亘る環境情報のニーズを明確化し、情報提供の枠組みにつなげる活動をスタートしている。

A. 欧州委員会通達の概要

1. 製品ライフサイクルを通じた継続的環境改善のために、フレームワークを構築する

ライフサイクル全般を通じて（Life-cycle-thinking）、製品環境影響を特定する環境影響の改善に適切な政策手法を用い、利害関係者の責任、行動戦略を決定

- ・ 適切な経済的・法的フレームワークを構築するためのツール
（税・補助金、自主的協定と標準化、公共調達等）
- ・ LCA 的思考の適用促進
（ライフサイクル情報・解析ツールの活用、EMS、製品設計義務）
- ・ 消費者の判断に資する情報の提供
（公共調達のグリーン化、民間調達のグリーン化、エコラベル）

<製品設計義務>

- ・ 製品に対する製品設計義務が必要かどうかを含め、企業における IPP アプローチの導入促進方法を論じたディスカッション文書を 2005 年に公表する。
- ・ ディスカッション文書は、IPP グリーンペーパーの公表に沿った、ニューアプローチの適用について議論したものとなる。
- ・ 議論される事項は以下の通り。
適切な法体系、域内市場の考慮、国際協定の義務、活動の範囲、適切な製品・製品群、要求されるデザイン要件の詳細さの程度、最低製品水準の役割、強制と報告の適正な手段、アプローチの費用便益、好ましい環境効果、IPP ツールを含めた、製品の環境側面に及ぼす政策・手法との統合
- ・ これらの議論は、欧州委員会において、EuP 指令（エコデザインに関する枠組み指令）を考える上で、必要かつ十分な経験の蓄積、環境効果を明確にする上で重要な示唆を与える。
- ・ 同時に、正当化される場合には特定製品に関する法制度を適用することや、法規制よりもより効率的に環境影響を削減し、よりコスト効率的である場合には産業界による自主的規制が認められる。
- ・ また、欧州委員会は、製品の環境パフォーマンスと設計に関する情報を市民に対して伝達する最適な方法を検討する。そのような情報は、環境宣言のように、企業の公的文書を相当程度強化する。

2. 特定の製品に焦点を絞る

「環境改善に最も有効となりうる製品」に焦点をあてる。

- ・ 自主的パイロット・プロジェクトの実施
- ・ 「環境改善に最も有効となりうる製品」の特定
- ・ 消費者の判断に資する情報の提供

B. 欧州委員会通達の展開

1. 定期会合の実施

IPP 通達の適用をモニターし IPP を促進するとともに、相互の活動状況を報告、フィードバックするためのフォーラムとしてメンバー国、ステークホルダーによる定期会合を実施。

第 1 回会合は 2004 年 2 月、第 2 回会合は 2004 年 9 月に開催。

2. パイロットプロジェクト

IPP が有効に機能することを示すために、パイロットプロジェクト提案が公募・選定され、現在実施中である。

携帯電話（ノキア社） チーク材製ガーデン用椅子（カルフル社）の 2 件が選ばれ、ノキア

社については、2005年1月に自社製品のライフサイクルアセスメントに関するベースライン報告書が公表されている。

3. IPPワーキンググループ活動

第2回定期会合の合意により、報告書作成支援のためのWG(IPPの進捗状況について2007年にEU委員会が議会及び理事会に報告予定)、製品のライフサイクルに亘る情報ニーズを検討するためのWGの2つが設置され、今後、活動予定となっている。

後者(製品情報ニーズに係るWG)は、(1)サプライチェーンを通じてステークホルダーによって求められる情報とはいかなるものか、(2)情報ギャップはどのようにすれば埋めることができ、製品環境情報に関する需要はどのように増大するかを明らかにすることを目的とするものである。

3 - 5 EU環境技術行動計画の概要

欧州委員会では2004年1月に、EUが環境技術分野において世界で主導的な役割を果たしていくための計画として、『EU環境技術行動計画(An Environmental Technologies Action Plan for EU)』を公表している。

同計画では、環境技術の導入を拡大して成功を維持するためにはインセンティブが必要であるとして、すべてのステークホルダーが環境技術の発展と導入を改善するための28の対策を掲げている。


重点的な課題としては、技術を開発および促進するためにステークホルダーが結集した技術プラットフォームを設けること、主要な製品、プロセス、サービスに係る環境パフォーマンス目標を策定すること、公的調達手続きに環境パフォーマンスを基準とする要件を設定するなどあげられている。

2005年1月には、上記行動計画の一年間へ進捗状況のレビューを発表している。これによれば技術プラットフォームの設定やグリーン公共調達についてはかなりの進展が見られたとしており、今後は、“製品、プロセス、サービスに係る環境パフォーマンス目標の設定”を優先事項とし、EuP（エネルギー利用製品）指令案との連携を図っていくこととしている。

EU環境技術行動計画（2004.1）の概要

	アクション	実施者	時期
調査から マーケットへの 展開	1. 調査、デモンストレーション、普及を強化し、焦点を絞り関連プログラムのコーディネーションを向上させる	EU委員会、各国、EIB	2004 - 2005
	2. 技術のプラットフォームを確立する	EU委員会、ステークホルダー、EIB	2004 - 2007
	3. 技術の試験、パフォーマンスの検証、標準化のヨーロッパレベルのネットワークを確立する	EU委員会、試験センター、CEN	2004 -
	4. 環境技術のディレクトリとデータベースのEUカタログを開発する	EU委員会、EU環境庁	2005
	5. パフォーマンスに関連した新しい改訂規格を確立する	EU委員会、各国、標準化機関（CEN,CENELEC）	2004 -
市場環境の向上	6. キーとなる製品、プロセス及びサービスのパフォーマンスの目標を開発し、合意する	EU委員会、各国、EU機関、ステークホルダー	2004 - 2007
	7. 環境技術への投資のリスクを分散する金融手法を機動的にする	EU委員会、EIB、EBRD、金融センター	2004 - 2007
	8. 公共・民間パートナーシップ	EU委員会、各国、ステークホルダー	2004 - 2005
	9. 新たなビジネス適所の促進	EU委員会、各国、ステークホルダー	2004 - 2005
	10. 再生エネルギー技術及びエネルギー効率化技術のための金融手法の開発	EU委員会、各国、ステークホルダー	2004 - 2005
	11. 環境産業の支援手法の開発	UEU委員会、ヨーロッパ・ビジネスと変革セクター、各国、ステークホルダー	2004 - 2005
	12. 社会的・環境的に責任ある投資の促進	EU委員会、各国、ステークホルダー	2004 - 2005
	13. 金融機関におけるグッドプラクティスの普及	EU委員会、各国、ヨーロッパ貿易機関	2004 - 2005
	14. 資本ストックが置き換わる際の環境技術の統合機会の特定	EU委員会、各国、ステークホルダー	2004 - 2005

	アクション	実施者	時期
	15. 組織的基金の運営基準の見直し	EU 委員会、EU 理事会、EU 議会	2005
	16. ガイドラインを支援する宣言の見直し	EU 委員会及び各国	2004 - 2007
	17. 市場ベースの手法を通じたコストの体系的内部化の推奨	EU 委員会、各国、地方政府	2004 -
	18. 環境改善を阻害する補助金の見直し	EU 委員会及び各国、地方政府	2004 - 2005
	19. 環境技術の調達の推奨	EU 委員会、各国、国及び地域機関、ビジネスセクター	2004 -
	20. ライフサイクルコストの促進	EU 委員会、各国、国及び地域機関	2004 -
	21. 技術の調達の調査	EU 委員会、各国	204
	22. 産業界及び消費者の意識向上	EU 委員会、国・地方・地域機関、貿易機関、NGO	2004 - 2005
		EU 委員会、各国、地方・地域機関、産業組織、訓練機関	2004 - 2007
グローバルに行動する	24. 途上国での環境技術の促進	EU 委員会、各国、途上国、EIB、国際機関、都市協会	2004 - 2007
	25. 発展途上国及び経済移行国における環境技術への責任ある投資と利用の促進	EU 委員会、各国、ETPO、STIC、EBRD、EIB・民間セクター、世銀、OECD	2004 - 2007
前進する	26. アクションプランの定期的見直し	EU 委員会	2006 及び 2 年毎
	27. 環境技術のヨーロッパ・パネル	EU 委員会、ステークホルダー	2004 - 2005
	28. コーディネーションの公開手法	各国、EU 委員会	2004 - 2007

 : 重点課題

環境技術行動計画のレビュー (2005.1)

達成事項

- ・エコ・イノベーションに関連した技術プラットフォームの設定
- ・グリーン公共調達及び標準化のガイダンス文書の採用

さらなる取り組みが求められる事項

- ・環境技術に関するリスクファイナンス及びグリーン投資基金の取組み
- ・製造者の環境技術革新・競争を促し、消費者が選択できるような、主要な製品、プロセス、サービスに関する環境パフォーマンス目標の確立
- ・消費者・産業界が信頼し得る EU 域での試験、検証システムの確立
- ・各国毎の取組みのロードマップの作成

3 - 6 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法の概要

カリフォルニア州では、2003年9月にディスプレイに係るリサイクル法として『電子廃棄物リサイクル法(SB20)』を制定した。法律は小売業者が消費者からリサイクル料金を徴収するスキームを提案するとともに、対象品目に関して、有毒物質管理局がEUのRoHS指令と同様の有害物質規制を導入することを定めている。

電子廃棄物リサイクル法(SB20)は、2004年の9月に改正され(SB50)、対象品目が拡大されて、リサイクル料金の徴収開始が延期された。

電子廃棄物リサイクル法は、ディスプレイのサイズによって1台あたり6～10ドルのリサイクル料金を徴収することを定めている。リサイクル料金の徴収と支払いは2005年1月1日から開始されている。

1. 目的

対象電子廃棄物に関するリユース、リサイクル、および適正かつ合法的な廃棄に関する包括的かつ革新的なシステムを制定し、有害性が少なく、リサイクル性が良く、再生材料を使用する電子装置を設計するインセンティブを与える。

対象電子装置の引渡し、リサイクル、安全かつ環境に優しい廃棄の確保を図るため、消費者および公衆にとって無料で便利なプログラムを構築するための法律を創設する。

これら有害物質の不法投棄の発生を減らすため、対象電子装置の適正管理に伴うあらゆるコストが、廃棄時ではなく、購入時またはそれ以前に、対象電子装置の製造業者および消費者によって内在化されることを図る。

2. 対象製品 (PUBLIC RESOURCES CODE SECTION 42463 で定義されている)

対角線長4インチ超のスクリーンを持つビデオディスプレイ装置

例：CRTテレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ

CRTないしは液晶のパソコンモニター

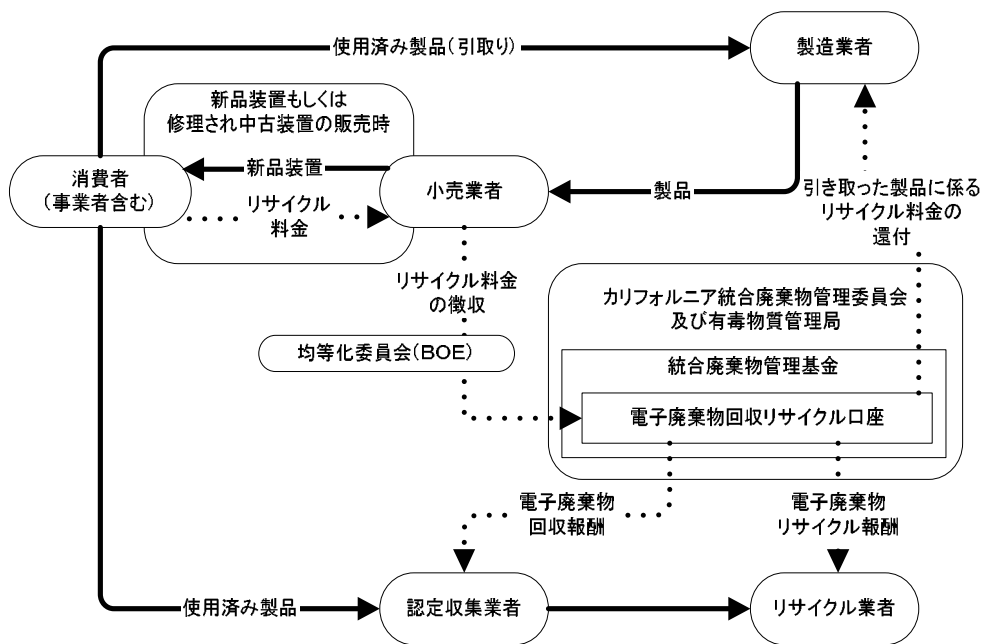
ノートパソコン

例外

- ・自動車に組み込まれたもの
- ・産業、商業、医療機器に組み込まれたもの
- ・洗濯機や、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫つき冷蔵庫、電子レンジ、従来型のオープンレンジ、食器洗い機、ルームエアコン、除湿器、空気清浄器に組み込まれたもの

3. リサイクルスキーム

- ・ リサイクル料金は販売時に小売業者が消費者から徴収
小売業者が消費者の代わりにリサイクル料金を負担することも可能であるが、その場合には販売時に領収書にその旨(“that effect”)を明記
- ・ カリフォルニアで売上税や使用税の徴収を担当している均等化委員会(Board of Equalization: BOE)がリサイクル料金を小売業者から徴収する。徴収されたリサイクル料金は、カリフォルニア統合廃棄物管理委員会及び有毒物質管理局が設置した、統合廃棄物管理基金の中の電子廃棄物回収リサイクル口座に預託される。
- ・ 預託された料金は、認定収集業者の回収費用やリサイクル業者のリサイクル費用を補填するために利用される。



認定収集業者（自治体、自治体の委託業者・認定業者、収集受入を行う非営利機関、製造業者・製造業者の代理者）

図 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法のリサイクルスキーム

リサイクル料金の設定

製品	料金
(1) 4 インチ以上 15 インチ未満の対象装置	6 ドル/台
(2) 15 インチ以上 35 インチ未満の対象装置	8 ドル/台
(3) 35 インチ以上の対象装置	10 ドル/台

1: 対象電子装置を販売する小売業者は、料金収集に伴う何等かのコストの引き当てとして、電子廃棄物リサイクル料金の3%を留保できる。

2: リサイクル料金は2005年の8月1日までに見直しがされ、以降1~2年で再度見直しが行われる。

4. 関係主体の責務

関係主体	責務
製造業者	1) 名称・ブランドの表記：2005年1月1日以降 2) 小売業者と均等化委員会(BOE)に対して、対象となる品目を通知する。 3) カリフォルニア統合廃棄物管理委員会に対して以下の報告を行う（2005年7月1日まで。以降、少なくとも年1回）。 ・対象品目に関する前年の販売数量（推計値） ・対象品目に使用した有害6物質の使用量と対前年削減量（推計値） ・対象品目に使用した再生可能な材料の使用量・対前年増量（推計値） ・リサイクル設計に関して行った努力と目標、将来計画 ・対象品目に関する事前通知を行った小売業者のリスト 4) 消費者に対して、回収・リサイクル・処分がどこでどのように実施されるか、また、どこでいつ使用済み製品の回収・引渡しをできるのかについての情報提供を行う（無料電話やインターネット、製品ラベル、包装、販売時の説明等）。
小売業者	リサイクル料金の徴収：2005年1月1日から

5. 有害物質規制

有害物質管理局は、EU/RoHS 指令で規制される範囲を限度として、当該電子装置が州内で販売されることを禁止する規則を制定する。本規則は、2007年1月1日またはEU規制が開始される日以降のどちらか遅い日に発効する。

6. 輸出規制

対象電子廃棄物の輸出時には、特定の通知と特定の行為(OECDルールに則るなど)を実施する。

3 - 7 中国「電子情報製品生産汚染防止管理弁法(案)」 (中国版 RoHS 指令)の概要

中国では、電子・電気機器における有害物質の使用を規制する『電子情報製品生産汚染防止管理弁法』(以下、『弁法』とする。)の策定を進めている。

2002年に、情報産業部が『弁法』の制定作業を開始し、草案について意見聴取を実施した。2003年8月には、情報産業部は『弁法』の『意見徴求稿』(パブリックコメント用の法案)を中国電子業界トップ100社に送付し、草案に対するコメント、意見を提出するよう要求するとともに、当該草案を各種業界誌、ホームページなどにも掲載した。

2004年2月には、『弁法』は情報産業部の常務会で原則採択、『弁法』実施に直接関わる所轄官庁の認可取得のための稟議進行中と報道された。現在、2005年7月の発効を目指して、公布に向けた準備が進められているところである。

『弁法』では、EUのRoHS指令の規制対象6物質に加え、「その他」の有害物質も規制の対象としているが、国際的な整合性が必要であるとして、RoHS指令の規制対象物質に合わせることを求める声も出ている。

表 電子情報製品生産汚染防止管理弁法の要点

電子情報製品の定義	電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ、計 算機製品、家庭用電子製品、電子計量機器製品、電子専用製品、電子ユニット・部品、電子応用製品および電子材料
設計及び生産に関する規定	電子情報製品の設計および生産に際しては、環境保護とリサイクルに有効な方法を採用すべき
有害物質の使用禁止・制限規定	6つの有害物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニールエーテル)及びその他の有害物質を段階的に削減すること。完全に排除できない場合、その量は関連規定の国家基準を超えてはならない。 (「意見徴求稿」には盛り込まれていないが、情報産業部によれば2006年7月1日以降、6つの有害物質及びその他の有害物質は使用禁止となることである)
情報提供規定	電子情報製品メーカーは、製品の原材料成分、安全使用期限、リサイクルの可否を公表、明記せねばならない
生産者責任	電子情報製品の生産者(輸入者を含む)は、製品廃棄時の回収、処理、あるいは再利用に責任を負う

注1: 「電子情報製品生産汚染防止管理弁法」の主管は情報産業部